

生徒心得

1 心構え

古河三高は、われわれがつくる学校である。一人一人の思考が、行動が古河三高の校風をつくり、伝統となっていく。真理の探究に専念し、責任感の強い誠実な高校生であろうと努力することが、充実した健全な高校生活を送ることになる。

2 学習

学習は生徒の本分である。将来に眼を向けて日々の学習を自主的に、計画的に実行する。

教室の清潔、整頓を一人一人が心掛け、なごやかで真剣な学習活動をする。

3 礼儀

先生や年長者に対しては礼をつくし、言葉遣い、態度は無作法にならぬよう心掛ける。校友相互の間でも挨拶をかわし合う。男女交際は明朗で思慮分別をわきまえた態度であること。

4 服装

(1) 本校指定の制服を着用し、常に質素・清潔・端正であるように心掛ける。

本校指定の制服は次の通りとする。

〈A タイプ〉

黒の標準型学生服に本校所定のボタンを用い、左襟に校章を付ける。

夏季(6月1日から9月30日まで)においては、上衣は白のワイシャツとする。

〈B タイプ〉

本校指定のブレザー、スカート、ブラウス、リボン、ソックスを着用する。スカートの代わりにスラックスを着用しても良い。その場合リボンは着用しなくても良い。ベストを着用する場合も本校所定のものとする。

夏季においては、本校指定のチェックのスカート、ブラウス、ソックスとする。

スカートの代わりにスラックスを着用しても良い。

(4) ア 制服の中に着るセーターは、男女ともに本校所定のセーターとする。

イ 冬季に着用するコート・ジャンパー類の色は黒、紺、グレー、ベージュとする。

(5) 頭髪は高校生としての品位を保つものとし、脱色、染色、パーマは禁止する。

(6) 化粧、アクセサリーは禁止する。

5 運転免許

(1) 普通免許証の取得・運転は原則として認めない。ただし3年生の進路決定者については保護者の申し出により共通テスト終了後(専門学校進学者も含む)、就職内定者については、10月以降、授業及び学校生活に影響しないことを条件として許可する。

(2) 原付免許については、バイク通学者にのみ取得を許可する。

ア 通学距離が10km以上であることを条件とする。

また、取得は長期休業中に限る。

イ 1年生は夏休み以降とし、入学前の取得は認めない。

ウ 必ず任意保険に加入し、契約書のコピーを提出する。

エ ヘルメットは白のフルフェイスとし、学校所定のステッカーを貼ること。

オ バイクには学校所定のステッカーを貼り、所定の場所におくこと。

6 所持品

(1) 所持品には記名し、貴重品や不必要な大金は持参しない。金銭・物品の貸借はできるだけしない。

(2) 自転車には鍵をかけ、所定の場所に置くこと。また学校所定のステッカーの交付をうけ、見やすい場所に貼付すること。

7 生活一般

(1) 始業時から放課後までの間は原則として外出を認めない。やむを得ぬ理由で外出する際は必ず学級担任の許可を得、外出許可証を携行する。戻ったならば報告する。

(2) 次の場合は事前に関係の先生を通じ申し出、学校長の許可を受けなければならない。

ア 諸種の集会や行事の開催及び、それらに参加しようとする場合

イ 物品・金銭を集める場合

(3) 次の場合は関係の先生に届け出ること。

ア 校舎・校具を破壊したとき、または破損を発見した場合

イ 他人から暴力行為や恐喝等を受けた場合

ウ 金品の紛失または拾得した場合

エ 校内で発病怪我あるいは異常に気づいた場合

オ 屋上を使用する場合

カ 印刷物の出版・配布・掲示を行う場合。または放送する場合

(4) アルバイトは原則として禁止する。やむを得ない事情のある場合には、アルバイト許可願いに次の項目について明記し、所定の手続きを経て、学校の許可を受けること。アルバイトの許可条件は次のとおりとする。

ア 成績不良でないこと。

イ 保護者が申し出ること。

ウ 就業時間が20:00をこえないこと。

エ 就業場所、及び内容が安全かつ健全であること。

8 出席その他

(1) 欠席・遅刻・早退・欠課・忌引き等の場合は学級担任または学校に届け出ること。

(2) 忌引き日数は次のとおりである。

父 母・・・・・・・・・・・・・・7日

祖父母・兄弟姉妹・・・・・・・・・・3日

伯叔父母・・・・・・・・・・・・・・1日